第九条第一項の表市町村の項第八号2中「平成二十二年」を「平成二十三年」に、「総務大臣が調査」に改め、同号6、7及び8を次のように改める。

算式ウ(2) B×0.395 A	算式ウ(2)の符号 A　測定単位の数値 B　修正後子ども数（地方公務員分）	算式ウ(3) B×0.269 A	算式ウ(3)の符号 A　測定単位の数値 B　修正後子ども数（被用者・非被用者分）	算式エ B×0.994 A	算式エの符号 A　測定単位の数値 B　児童扶養手当支給者数
算式オ B×100 A	算式オの符号 A　測定単位の数値 B　障害者福祉サービス利用者数				

6　修正後子ども数（従来分）は、「児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第六条第一項の表第一号若しくは第二号（従来分）」を「児童手当法第六条第一項の表第一号若しくは第二号（従来分）」に、「児童手当支給状況報告書」を「児童手当・児童扶養手当推進報告書」に、「非被用者」を「非被用者分」に改め、同号7及び8を次のように改める。

7　修正後子ども数（被用者・非被用者分）は、「児童手当法第六条第一項の表第一号若しくは第二号（従来分）」を「児童手当法第六条第一項の表第一号若しくは第二号（従来分）」に、「児童手当支給状況報告書」を「児童手当・児童扶養手当推進報告書」に、「被用者」を「被用者分」に改め、同号8を次のように改める。

8　修正後子ども数（地方公務員分）は、「児童手当法第六条第一項の表第一号若しくは第二号（従来分）」を「児童手当法第六条第一項の表第一号若しくは第二号（従来分）」に、「児童手当支給状況報告書」を「児童手当・児童扶養手当推進報告書」に、「非被用者」を「非被用者分」に改め、同号9を次のように改める。

9　障害者福祉サービス利用者数は、「児童手当法第六条第一項の表第一号若しくは第二号（従来分）」を「児童手当法第六条第一項の表第一号若しくは第二号（従来分）」に、「児童手当支給状況報告書」を「児童手当・児童扶養手当推進報告書」に、「非被用者」を「非被用者分」に改め、同号10を次のように改める。

10　測定単位の数値は、「児童手当法第六条第一項の表第一号若しくは第二号（従来分）」を「児童手当法第六条第一項の表第一号若しくは第二号（従来分）」に、「児童手当支給状況報告書」を「児童手当・児童扶養手当推進報告書」に、「非被用者」を「非被用者分」に改め、同号11を次のように改める。

11　算式ウ(2)の符号は、「児童手当法第六条第一項の表第一号若しくは第二号（従来分）」を「児童手当法第六条第一項の表第一号若しくは第二号（従来分）」に、「児童手当支給状況報告書」を「児童手当・児童扶養手当推進報告書」に、「非被用者」を「非被用者分」に改め、同号12を次のように改める。

12　算式ウ(3)は、「児童手当法第六条第一項の表第一号若しくは第二号（従来分）」を「児童手当法第六条第一項の表第一号若しくは第二号（従来分）」に、「児童手当支給状況報告書」を「児童手当・児童扶養手当推進報告書」に、「非被用者」を「非被用者分」に改め、同号13を次のように改める。

13　算式ウ(3)の符号は、「児童手当法第六条第一項の表第一号若しくは第二号（従来分）」を「児童手当法第六条第一項の表第一号若しくは第二号（従来分）」に、「児童手当支給状況報告書」を「児童手当・児童扶養手当推進報告書」に、「非被用者」を「非被用者分」に改め、同号14を次のように改める。

14　算式エは、「児童手当法第六条第一項の表第一号若しくは第二号（従来分）」を「児童手当法第六条第一項の表第一号若しくは第二号（従来分）」に、「児童手当支給状況報告書」を「児童手当・児童扶養手当推進報告書」に、「非被用者」を「非被用者分」に改め、同号15を次のように改める。

15　算式エの符号は、「児童手当法第六条第一項の表第一号若しくは第二号（従来分）」を「児童手当法第六条第一項の表第一号若しくは第二号（従来分）」に、「児童手当支給状況報告書」を「児童手当・児童扶養手当推進報告書」に、「非被用者」を「非被用者分」に改め、同号16を次のように改める。

16　算式オは、「児童手当法第六条第一項の表第一号若しくは第二号（従来分）」を「児童手当法第六条第一項の表第一号若しくは第二号（従来分）」に、「児童手当支給状況報告書」を「児童手当・児童扶養手当推進報告書」に、「非被用者」を「非被用者分」に改め、同号17を次のように改める。

17　算式オの符号は、「児童手当法第六条第一項の表第一号若しくは第二号（従来分）」を「児童手当法第六条第一項の表第一号若しくは第二号（従来分）」に、「児童手当支給状況報告書」を「児童手当・児童扶養手当推進報告書」に、「非被用者」を「非被用者分」に改め、同号18を次のように改める。

18　測定単位の数値は、「児童手当法第六条第一項の表第一号若しくは第二号（従来分）」を「児童手当法第六条第一項の表第一号若しくは第二号（従来分）」に、「児童手当支給状況報告書」を「児童手当・児童扶養手当推進報告書」に、「非被用者」を「非被用者分」に改め、同号19を次のように改める。

19　障害者福祉サービス利用者数は、「児童手当法第六条第一項の表第一号若しくは第二号（従来分）」を「児童手当法第六条第一項の表第一号若しくは第二号（従来分）」に、「児童手当支給状況報告書」を「児童手当・児童扶養手当推進報告書」に、「非被用者」を「非被用者分」に改め、同号20を次のように改める。

20　測定単位の数値は、「児童手当法第六条第一項の表第一号若しくは第二号（従来分）」を「児童手当法第六条第一項の表第一号若しくは第二号（従来分）」に、「児童手当支給状況報告書」を「児童手当・児童扶養手当推進報告書」に、「非被用者」を「非被用者分」に改め、同号21を次のように改める。

21　算式カは、「児童手当法第六条第一項の表第一号若しくは第二号（従来分）」を「児童手当法第六条第一項の表第一号若しくは第二号（従来分）」に、「児童手当支給状況報告書」を「児童手当・児童扶養手当推進報告書」に、「非被用者」を「非被用者分」に改め、同号22を次のように改める。

22　算式カの符号は、「児童手当法第六条第一項の表第一号若しくは第二号（従来分）」を「児童手当法第六条第一項の表第一号若しくは第二号（従来分）」に、「児童手当支給状況報告書」を「児童手当・児童扶養手当推進報告書」に、「非被用者」を「非被用者分」に改め、同号23を次のように改める。

23　測定単位の数値は、「児童手当法第六条第一項の表第一号若しくは第二号（従来分）」を「児童手当法第六条第一項の表第一号若しくは第二号（従来分）」に、「児童手当支給状況報告書」を「児童手当・児童扶養手当推進報告書」に、「非被用者」を「非被用者分」に改め、同号24を次のように改める。

24　算式キは、「児童手当法第六条第一項の表第一号若しくは第二号（従来分）」を「児童手当法第六条第一項の表第一号若しくは第二号（従来分）」に、「児童手当支給状況報告書」を「児童手当・児童扶養手当推進報告書」に、「非被用者」を「非被用者分」に改め、同号25を次のように改める。

25　算式キの符号は、「児童手当法第六条第一項の表第一号若しくは第二号（従来分）」を「児童手当法第六条第一項の表第一号若しくは第二号（従来分）」に、「児童手当支給状況報告書」を「児童手当・児童扶養手当推進報告書」に、「非被用者」を「非被用者分」に改め、同号26を次のように改める。

26　測定単位の数値は、「児童手当法第六条第一項の表第一号若しくは第二号（従来分）」を「児童手当法第六条第一項の表第一号若しくは第二号（従来分）」に、「児童手当支給状況報告書」を「児童手当・児童扶養手当推進報告書」に、「非被用者」を「非被用者分」に改め、同号27を次のように改める。

27　算式クは、「児童手当法第六条第一項の表第一号若しくは第二号（従来分）」を「児童手当法第六条第一項の表第一号若しくは第二号（従来分）」に、「児童手当支給状況報告書」を「児童手当・児童扶養手当推進報告書」に、「非被用者」を「非被用者分」に改め、同号28を次のように改める。

28　算式クの符号は、「児童手当法第六条第一項の表第一号若しくは第二号（従来分）」を「児童手当法第六条第一項の表第一号若しくは第二号（従来分）」に、「児童手当支給状況報告書」を「児童手当・児童扶養手当推進報告書」に、「非被用者」を「非被用者分」に改め、同号29を次のように改める。

29　測定単位の数値は、「児童手当法第六条第一項の表第一号若しくは第二号（従来分）」を「児童手当法第六条第一項の表第一号若しくは第二号（従来分）」に、「児童手当支給状況報告書」を「児童手当・児童扶養手当推進報告書」に、「非被用者」を「非被用者分」に改め、同号30を次のように改める。

30　算式ケは、「児童手当法第六条第一項の表第一号若しくは第二号（従来分）」を「児童手当法第六条第一項の表第一号若しくは第二号（従来分）」に、「児童手当支給状況報告書」を「児童手当・児童扶養手当推進報告書」に、「非被用者」を「非被用者分」に改め、同号31を次のように改める。

31　算式ケの符号は、「児童手当法第六条第一項の表第一号若しくは第二号（従来分）」を「児童手当法第六条第一項の表第一号若しくは第二号（従来分）」に、「児童手当支給状況報告書」を「児童手当・児童扶養手当推進報告書」に、「非被用者」を「非被用者分」に改め、同号32を次のように改める。

32　測定単位の数値は、「児童手当法第六条第一項の表第一号若しくは第二号（従来分）」を「児童手当法第六条第一項の表第一号若しくは第二号（従来分）」に、「児童手当支給状況報告書」を「児童手当・児童扶養手当推進報告書」に、「非被用者」を「非被用者分」に改め、同号33を次のように改める。

33　算式コは、「児童手当法第六条第一項の表第一号若しくは第二号（従来分）」を「児童手当法第六条第一項の表第一号若しくは第二号（従来分）」に、「児童手当支給状況報告書」を「児童手当・児童扶養手当推進報告書」に、「非被用者」を「非被用者分」に改め、同号34を次のように改める。

34　算式コの符号は、「児童手当法第六条第一項の表第一号若しくは第二号（従来分）」を「児童手当法第六条第一項の表第一号若しくは第二号（従来分）」に、「児童手当支給状況報告書」を「児童手当・児童扶養手当推進報告書」に、「非被用者」を「非被用者分」に改め、同号35を次のように改める。

35　測定単位の数値は、「児童手当法第六条第一項の表第一号若しくは第二号（従来分）」を「児童手当法第六条第一項の表第一号若しくは第二号（従来分）」に、「児童手当支給状況報告書」を「児童手当・児童扶養手当推進報告書」に、「非被用者」を「非被用者分」に改め、同号36を次のように改める。

36　算式サは、「児童手当法第六条第一項の表第一号若しくは第二号（従来分）」を「児童手当法第六条第一項の表第一号若しくは第二号（従来分）」に、「児童手当支給状況報告書」を「児童手当・児童扶養手当推進報告書」に、「非被用者」を「非被用者分」に改め、同号37を次のように改める。

37　算式サの符号は、「児童手当法第六条第一項の表第一号若しくは第二号（従来分）」を「児童手当法第六条第一項の表第一号若しくは第二号（従来分）」に、「児童手当支給状況報告書」を「児童手当・児童扶養手当推進報告書」に、「非被用者」を「非被用者分」に改め、同号38を次のように改める。

38　測定単位の数値は、「児童手当法第六条第一項の表第一号若しくは第二号（従来分）」を「児童手当法第六条第一項の表第一号若しくは第二号（従来分）」に、「児童手当支給状況報告書」を「児童手当・児童扶養手当推進報告書」に、「非被用者」を「非被用者分」に改め、同号39を次のように改める。

39　算式シは、「児童手当法第六条第一項の表第一号若しくは第二号（従来分）」を「児童手当法第六条第一項の表第一号若しくは第二号（従来分）」に、「児童手当支給状況報告書」を「児童手当・児童扶養手当推進報告書」に、「非被用者」を「非被用者分」に改め、同号40を次のように改める。

40　算式シの符号は、「児童手当法第六条第一項の表第一号若しくは第二号（従来分）」を「児童手当法第六条第一項の表第一号若しくは第二号（従来分）」に、「児童手当支給状況報告書」を「児童手当・児童扶養手当推進報告書」に、「非被用者」を「非被用者分」に改め、同号41を次のように改める。

41　測定単位の数値は、「児童手当法第六条第一項の表第一号若しくは第二号（従来分）」を「児童手当法第六条第一項の表第一号若しくは第二号（従来分）」に、「児童手当支給状況報告書」を「児童手当・児童扶養手当推進報告書」に、「非被用者」を「非被用者分」に改め、同号42を次のように改める。

42　算式スは、「児童手当法第六条第一項の表第一号若しくは第二号（従来分）」を「児童手当法第六条第一項の表第一号若しくは第二号（従来分）」に、「児童手当支給状況報告書」を「児童手当・児童扶養手当推進報告書」に、「非被用者」を「非被用者分」に改め、同号43を次のように改める。

43　算式スの符号は、「児童手当法第六条第一項の表第一号若しくは第二号（従来分）」を「児童手当法第六条第一項の表第一号若しくは第二号（従来分）」に、「児童手当支給状況報告書」を「児童手当・児童扶養手当推進報告書」に、「非被用者」を「非被用者分」に改め、同号44を次のように改める。

44　測定単位の数値は、「児童手当法第六条第一項の表第一号若しくは第二号（従来分）」を「児童手当法第六条第一項の表第一号若しくは第二号（従来分）」に、「児童手当支給状況報告書」を「児童手当・児童扶養手当推進報告書」に、「非被用者」を「非被用者分」に改め、同号45を次のように改める。

45　算式セは、「児童手当法第六条第一項の表第一号若しくは第二号（従来分）」を「児童手当法第六条第一項の表第一号若しくは第二号（従来分）」に、「児童手当支給状況報告書」を「児童手当・児童扶養手当推進報告書」に、「非被用者」を「非被用者分」に改め、同号46を次のように改める。

46　算式セの符号は、「児童手当法第六条第一項の表第一号若しくは第二号（従来分）」を「児童手当法第六条第一項の表第一号若しくは第二号（従来分）」に、「児童手当支給状況報告書」を「児童手当・児童扶養手当推進報告書」に、「非被用者」を「非被用者分」に改め、同号47を次のように改める。

47　測定単位の数値は、「児童手当法第六条第一項の表第一号若しくは第二号（従来分）」を「児童手当法第六条第一項の表第一号若しくは第二号（従来分）」に、「児童手当支給状況報告書」を「児童手当・児童扶養手当推進報告書」に、「非被用者」を「非被用者分」に改め、同号48を次のように改める。

48　算式ソは、「児童手当法第六条第一項の表第一号若しくは第二号（従来分）」を「児童手当法第六条第一項の表第一号若しくは第二号（従来分）」に、「児童手当支給状況報告書」を「児童手当・児童扶養手当推進報告書」に、「非被用者」を「非被用者分」に改め、同号49を次のように改める。

49　算式ソの符号は、「児童手当法第六条第一項の表第一号若しくは第二号（従来分）」を「児童手当法第六条第一項の表第一号若しくは第二号（従来分）」に、「児童手当支給状況報告書」を「児童手当・児童扶養手当推進報告書」に、「非被用者」を「非被用者分」に改め、同号50を次のように改める。

50　測定単位の数値は、「児童手当法第六条第一項の表第一号若しくは第二号（従来分）」を「児童手当法第六条第一項の表第一号若しくは第二号（従来分）」に、「児童手当支給状況報告書」を「児童手当・児童扶養手当推進報告書」に、「非被用者」を「非被用者分」に改め、同号51を次のように改める。

51　算式タは、「児童手当法第六条第一項の表第一号若しくは第二号（従来分）」を「児童手当法第六条第一項の表第一号若しくは第二号（従来分）」に、「児童手当支給状況報告書」を「児童手当・児童扶養手当推進報告書」に、「非被用者」を「非被用者分」に改め、同号52を次のように改める。

52　算式タの符号は、「児童手当法第六条第一項の表第一号若しくは第二号（従来分）」を「児童手当法第六条第一項の表第一号若しくは第二号（従来分）」に、「児童手当支給状況報告書」を「児童手当・児童扶養手当推進報告書」に、「非被用者」を「非被用者分」に改め、同号53を次のように改める。

53　測定単位の数値は、「児童手当法第六条第一項の表第一号若しくは第二号（従来分）」を「児童手当法第六条第一項の表第一号若しくは第二号（従来分）」に、「児童手当支給状況報告書」を「児童手当・児童扶養手当推進報告書」に、「非被用者」を「非被用者分」に改め、同号54を次のように改める。

54　算式チは、「児童手当法第六条第一項の表第一号若しくは第二号（従来分）」を「児童手当法第六条第一項の表第一号若しくは第二号（従来分）」に、「児童手当支給状況報告書」を「児童手当・児童扶養手当推進報告書」に、「非被用者」を「非被用者分」に改め、同号55を次のように改める。

55　算式チの符号は、「児童手当法第六条第一項の表第一号若しくは第二号（従来分）」を「児童手当法第六条第一項の表第一号若しくは第二号（従来分）」に、「児童手当支給状況報告書」を「児童手当・児童扶養手当推進報告書」に、「非被用者」を「非被用者分」に改め、同号56を次のように改める。

56　測定単位の数値は、「児童手当法第六条第一項の表第一号若しくは第二号（従来分）」を「児童手当法第六条第一項の表第一号若しくは第二号（従来分）」に、「児童手当支給状況報告書」を「児童手当・児童扶養手当推進報告書」に、「非被用者」を「非被用者分」に改め、同号57を次のように改める。

57　算式ツは、「児童手当法第六条第一項の表第一号若しくは第二号（従来分）」を「児童手当法第六条第一項の表第一号若しくは第二号（従来分）」に、「児童手当支給状況報告書」を「児童手当・児童扶養手当推進報告書」に、「非被用者」を「非被用者分」に改め、同号58を次のように改める。

58　算式ツの符号は、「児童手当法第六条第一項の表第一号若しくは第二号（従来分）」を「児童手当法第六条第一項の表第一号若しくは第二号（従来分）」に、「児童手当支給状況報告書」を「児童手当・児童扶養手当推進報告書」に、「非被用者」を「非被用者分」に改め、同号59を次のように改める。

59　測定単位の数値は、「児童手当法第六条第一項の表第一号若しくは第二号（従来分）」を「児童手当法第六条第一項の表第一号若しくは第二号（従来分）」に、「児童手当支給状況報告書」を「児童手当・児童扶養手当推進報告書」に、「非被用者」を「非被用者分」に改め、同号60を次のように改める。

60　算式テは、「児童手当法第六条第一項の表第一号若しくは第二号（従来分）」を「児童手当法第六条第一項の表第一号若しくは第二号（従来分）」に、「児童手当支給状況報告書」を「児童手当・児童扶養手当推進報告書」に、「非被用者」を「非被用者分」に改め、同号61を次のように改める。

61　算式テの符号は、「児童手当法第六条第一項の表第一号若しくは第二号（従来分）」を「児童手当法第六条第一項の表第一号若しくは第二号（従来分）」に、「児童手当支給状況報告書」を「児童手当・児童扶養手当推進報告書」に、「非被用者」を「非被用者分」に改め、同号62を次のように改める。

62　測定単位の数値は、「児童手当法第六条第一項の表第一号若しくは第二号（従来分）」を「児童手当法第六条第一項の表第一号若しくは第二号（従来分）」に、「児童手当支給状況報告書」を「児童手当・児童扶養手当推進報告書」に、「非被用者」を「非被用者分」に改め、同号63を次のように改める。

63　算式トは、「児童手当法第六条第一項の表第一号若しくは第二号（従来分）」を「児童手当法第六条第一項の表第一号若しくは第二号（従来分）」に、「児童手当支給状況報告書」を「児童手当・児童扶養手当推進報告書」に、「非被用者」を「非被用者分」に改め、同号64を次のように改める。

64　算式トの符号は、「児童手当法第六条第一項の表第一号若しくは第二号（従来分）」を「児童手当法第六条第一項の表第一号若しくは第二号（従来分）」に、「児童手当支給状況報告書」を「児童手当・児童扶養手当推進報告書」に、「非被用者」を「非被用者分」に改め、同号65を次のように改める。

65　測定単位の数値は、「児童手当法第六条第一項の表第一号若しくは第二号（従来分）」を「児童手当法第六条第一項の表第一号若しくは第二号（従来分）」に、「児童手当支給状況報告書」を「児童手当・児童扶養手当推進報告書」に、「非被用者」を「非被用者分」に改め、同号66を次のように改める。

66　算式ナは、「児童手当法第六条第一項の表第一号若しくは第二号（従来分）」を「児童手当法第六条第一項の表第一号若しくは第二号（従来分）」に、「児童手当支給状況報告書」を「児童手当・児童扶養手当推進報告書」に、「非被用者」を「非被用者分」に改め、同号67を次のように改める。

67　算式ナの符号は、「児童手当法第六条第一項の表第一号若しくは第二号（従来分）」を「児童手当法第六条第一項の表第一号若しくは第二号（従来分）」に、「児童手当支給状況報告書」を「児童手当・児童扶養手当推進報告書」に、「非被用者」を「非被用者分」に改め、同号68を次のように改める。

68　測定単位の数値は、「児童手当法第六条第一項の表第一号若しくは第二号（従来分）」を「児童手当法第六条第一項の表第一号若しくは第二号（従来分）」に、「児童手当支給状況報告書」を「児童手当・児童扶養手当推進報告書」に、「非被用者」を「非被用者分」に改め、同号69を次のように改める。

69　算式ニは、「児童手当法第六条第一項の表第一号若しくは第二号（従来分）」を「児童手当法第六条第一項の表第一号若しくは第二号（従来分）」に、「児童手当支給状況報告書」を「児童手当・児童扶養手当推進報告書」に、「非被用者」を「非被用者分」に改め、同号70を次のように改める。

70　算式ニの符号は、「児童手当法第六条第一項の表第一号若しくは第二号（従来分）」を「児童手当法第六条第一項の表第一号若しくは第二号（従来分）」に、「児童手当支給状況報告書」を「児童手当・児童扶養手当推進報告書」に、「非被用者」を「非被用者分」に改め、同号71を次のように改める。

71　測定単位の数値は、「児童手当法第六条第一項の表第一号若しくは第二号（従来分）」を「児童手当法第六条第一項の表第一号若しくは第二号（従来分）」に、「児童手当支給状況報告書」を「児童手当・児童扶養手当推進報告書」に、「非被用者」を「非被用者分」に改め、同号72を次のように改める。

72　算式ヌは、「児童手当法第六条第一項の表第一号若しくは第二号（従来分）」を「児童手当法第六条第一項の表第一号若しくは第二号（従来分）」に、「児童手当支給状況報告書」を「児童手当・児童扶養手当推進報告書」に、「非被用者」を「非被用者分」に改め、同号73を次のように改める。

73　算式ヌの符号は、「児童手当法第六条第一項の表第一号若しくは第二号（従来分）」を「児童手当法第六条第一項の表第一号若しくは第二号（従来分）」に、「児童手当支給状況報告書」を「児童手当・児童扶養手当推進報告書」に、「非被用者」を「非被用者分」に改め、同号74を次のように改める。

74　測定単位の数値は、「児童手当法第六条第一項の表第一号若しくは第二号（従来分）」を「児童手当法第六条第一項の表第一号若しくは第二号（従来分）」に、「児童手当支給状況報告書」を「児童手当・児童扶養手当推進報告書」に、「非被用者」を「非被用者分」に改め、同号75を次のように改める。

75　算式ネは、「児童手当法第六条第一項の表第一号若しくは第二号（従来分）」を「児童手当法第六条第一項の表第一号若しくは第二号（従来分）」に、「児童手当支給状況報告書」を「児童手当・児童扶養手当推進報告書」に、「非被用者」を「非被用者分」に改め、同号76を次のように改める。

76　算式ネの符号は、「児童手当法第六条第一項の表第一号若しくは第二号（従来分）」を「児童手当法第六条第一項の表第一号若しくは第二号（従来分）」に、「児童手当支給状況報告書」を「児童手当・児童扶養手当推進報告書」に、「非被用者」を「非被用者分」に改め、同号77を次のように改める。

77　測定単位の数値は、「児童手当法第六条第一項の表第一号若しくは第二号（従来分）」を「児童手当法第六条第一項の表第一号若しくは第二号（従来分）」に、「児童手当支給状況報告書」を「児童手当・児童扶養手当推進報告書」に、「非被用者」を「非被用者分」に改め、同号78を次のように改める。

78　算式ノは、「児童手当法第六条第一項の表第一号若しくは第二号（従来分）」を「児童手当法第六条第一項の表第一号若しくは第二号（従来分）」に、「児童手当支給状況報告書」を「児童手当・児童扶養手当推進報告書」に、「非被用者」を「非被用者分」に改め、同号79を次のように改める。

79　算式ノの符号は、「児童手当法第六条第一項の表第一号若しくは第二号（従来分）」を「児童手当法第六条第一項の表第一号若しくは第二号（従来分）」に、「児童手当支給状況報告書」を「児童手当・児童扶養手当推進報告書」に、「非被用者」を「非被用者分」に改め、同号80を次のように改める。

80　測定単位の数値は、「児童手当法第六条第一項の表第一号若しくは第二号（従来分）」を「児童手当法第六条第一項の表第一号若しくは第二号（従来分）」に、「児童手当支給状況報告書」を「児童手当・児童扶養手当推進報告書」に、「非被用者」を「非被用者分」に改め、同号81を次のように改める。

81　算式ハは、「児童手当法第六条第一項の表第一号若しくは第二号（従来分）」を「児童手当法第六条第一項の表第一号若しくは第二号（従来分）」に、「児童手当支給状況報告書」を「児童手当・児童扶養手当推進報告書」に、「非被用者」を「非被用者分」に改め、同号82を次のように改める。

82　算式ハの符号は、「児童手当法第六条第一項の表第一号若しくは第二号（従来分）」を「児童手当法第六条第一項の表第一号若しくは第二号（従来分）」に、「児童手当支給状況報告書」を「児童手当・児童扶養手当推進報告書」に、「非被用者」を「非被用者分」に改め、同号83を次のように改める。

83　測定単位の数値は、「児童手当法第六条第一項の表第一号若しくは第二号（従来分）」を「児童手当法第六条第一項の表第一号若しくは第二号（従来分）」に、「児童手当支給状況報告書」を「児童手当・児童扶養手当推進報告書」に、「非被用者」を「非被用者分」に改め、同号84を次のように改める。

84　算式ヒは、「児童手当法第六条第一項の表第一号若しくは第二号（従来分）」を「児童手当法第六条第一項の表第一号若しくは第二号（従来分）」に、「児童手当支給状況報告書」を「児童手当・児童扶養手当推進報告書」に、「非被用者」を「非被用者分」に改め、同号85を次のように改める。

85　算式ヒの符号は、「児童手当法第六条第一項の表第一号若しくは第二号（従来分）」を「児童手当法第六条第一項の表第一号若しくは第二号（従来分）」に、「児童手当支給状況報告書」を「児童手当・児童扶養手当推進報告書」に、「非被用者」を「非被用者分」に改め、同号86を次のように改める。

86　測定単位の数値は、「児童手当法第六条第一項の表第一号若しくは第二号（従来分）」を「児童手当法第六条第一項の表第一号若しくは第二号（従来分）」に、「児童手当支給状況報告書」を「児童手当・児童扶養手当推進報告書」に、「非被用者」を「非被用者分」に改め、同号87を次のように改める。

87　算式フは、「児童手当法第六条第一項の表第一号若しくは第二号（従来分）」を「児童手当法第六条第一項の表第一号若しくは第二号（従来分）」に、「児童手当支給状況報告書」を「児童手当・児童扶養手当推進報告書」に、「非被用者」を「非被用者分」に改め、同号88を次のように改める。

88　算式フの符号は、「児童手当法第六条第一項の表第一号若しくは第二号（従来分）」を「児童手当法第六条第一項の表第一号若しくは第二号（従来分）」に、「児童手当支給状況報告書」を「児童手当・児童扶養手当推進報告書」に、「非被用者」を「非被用者分」に改め、同号89を次のように改める。

89　測定単位の数値は、「児童手当法第六条第一項の表第一号若しくは第二号（従来分）」を「児童手当法第六条第一項の表第一号若しくは第二号（従来分）」に、「児童手当支給状況報告書」を「児童手当・児童扶養手当推進報告書」に、「非被用者」を「非被用者分」に改め、同号90を次のように改める。

90　算式ヘは、「児童手当法第六条第一項の表第一号若しくは第二号（従来分）」を「児童手当法第六条第一項の表第一号若しくは第二号（従来分）」に、「児童手当支給状況報告書」を「児童手当・児童扶養手当推進報告書」に、「非被用者」を「非被用者分」に改め、同号91を次のように改める。

91　算式ヘの符号は、「児童手当法第六条第一項の表第一号若しくは第二号（従来分）」を「児童手当法第六条第一項の表第一号若しくは第二号（従来分）」に、「児童手当支給状況報告書」を「児童手当・児童扶養手当推進報告書」に、「非被用者」を「非被用者分」に改め、同号92を次のように改める。

92　測定単位の数値は、「児童手当法第六条第一項の表第一号若しくは第二号（従来分）」を「児童手当法第六条第一項の表第一号若しくは第二号（従来分）」に、「児童手当支給状況報告書」を「児童手当・児童扶養手当推進報告書」に、「非被用者」を「非被用者分」に改め、同号93を次のように改める。

93　算式ホは、「児童手当法第六条第一項の表第一号若しくは第二号（従来分）」を「児童手当法第六条第一項の表第一号若しくは第二号（従来分）」に、「児童手当支給状況報告書」を「児童手当・児童扶養手当推進報告書」に、「非被用者」を「非被用者分」に改め、同号94を次のように改める。

94　算式ホの符号は、「児童手当法第六条第一項の表第一号若しくは第二号（従来分）」を「児童手当法第六条第一項の表第一号若しくは第二号（従来分）」に、「児童手当支給状況報告書」を「児童手当・児童扶養手当推進報告書」に、「非被用者」を「非被用者分」に改め、同号95を次のように改める。

95　測定単位の数値は、「児童手当法第六条第一項の表第一号若しくは第二号（従来分）」を「児童手当法第六条第一項の表第一号若しくは第二号（従来分）」に、「児童手当支給状況報告書」を「児童手当・児童扶養手当推進報告書」に、「非被用者」を「非被用者分」に改め、同号96を次のように改める。

96　算式マは、「児童手当法第六条第一項の表第一号若しくは第二号（従来分）」を「児童手当法第六条第一項の表第一号若しくは第二号（従来分）」に、「児童手当支給状況報告書」を「児童手当・児童扶養手当推進報告書」に、「非被用者」を「非被用者分」に改め、同号97を次のように改める。

97　算式マの符号は、「児童手当法第六条第一項の表第一号若しくは第二号（従来分）」を「児童手当法第六条第一項の表第一号若しくは第二号（従来分）」に、「児童手当支給状況報告書」を「児童手当・児童扶養手当推進報告書」に、「非被用者」を「非被用者分」に改め、同号98を次のように改める。

98　測定単位の数値は、「児童手当法第六条第一項の表第一号若しくは第二号（従来分）」を「児童手当法第六条第一項の表第一号若しくは第二号（従来分）」に、「児童手当支給状況報告書」を「児童手当・児童扶養手当推進報告書」に、「非被用者」を「非被用者分」に改め、同号99を次のように改める。

99　算式ミは、「児童手当法第六条第一項の表第一号若しくは第二号（従来分）」を「児童手当法第六条第一項の表第一号若しくは第二号（従来分）」に、「児童手当支給状況報告書」を「児童手当・児童扶養手当推進報告書」に、「非被用者」を「非被用者分」に改め、同号100を次のように改める。

100　算式ミの符号は、「児童手当法第六条第一項の表第一号若しくは第二号（従来分）」を「児童手当法第六条第一項の表第一号若しくは第二号（従来分）」に、「児童手当支給状況報告書」を「児童手当・児童扶養手当推進報告書」に、「非被用者」を「非被用者分」に改め、同号101を次のように改める。

101　測定単位の数値は、「児童手当法第六条第一項の表第一号若しくは第二号（従来分）」を「児童手当法第六条第一項の表第一号若しくは第二号（従来分）」に、「児童手当支給状況報告書」を「児童手当・児童扶養手当推進報告書」に、「非被用者」を「非被用者分」に改め、同号102を次のように改める。

102　算式ムは、「児童手当法第六条第一項の表第一号若しくは第二号（従来分）」を「児童手当法第六条第一項の表第一号若しくは第二号（従来分）」に、「児童手当支給状況報告書」を「児童手当・児童扶養手当推進報告書」に、「非被用者」を「非被用者分」に改め、同号103を次のように改める。

103　算式ムの符号は、「児童手当法第六条第一項の表第一号若しくは第二号（従来分）」を「児童手当法第六条第一項の表第一号若しくは第二号（従来分）」に、「児童手当支給状況報告書」を「児童手当・児童扶養手当推進報告書」に、「非被用者」を「非被用者分」に改め、同号104を次のように改める。

104　測定単位の数値は、「児童手当法第六条第一項の表第一号若しくは第二号（従来分）」を「児童手当法第六条第一項の表第一号若しくは第二号（従来分）」に、「児童手当支給状況報告書」を「児童手当・児童扶養手当推進報告書」に、「非被用者」を「非被用者分」に改め、同号105を次のように改める。

105　算式メは、「児童手当法第六条第一項の表第一号若しくは第二号（従来分）」を「児童手当法第六条第一項の表第一号若しくは第二号（従来分）」に、「児童手当支給状況報告書」を「児童手当・児童扶養手当推進報告書」に、「非被用者」を「非被用者分」に改め、同号106を次のように改める。

106　算式メの符号は、「児童手当法第六条第一項の表第一号若しくは第二号（従来分）」を「児童手当法第六条第一項の表第一号若しくは第二号（従来分）」に、「児童手当支給状況報告書」を「児童手当・児童扶養手当推進報告書」に、「非被用者」を「非被用者分」に改め、同号107を次のように改める。

107　測定単位の数値は、「児童手当法第六条第一項の表第一号若しくは第二号（従来分）」を「児童手当法第六条第一項の表第一号若しくは第二号（従来分）」に、「児童手当支給状況報告書」を「児童手当・児童扶養手当推進報告書」に、「非被用者」を「非被用者分」に改め、同号108を次のように改める。

108　算式モは、「児童手当法第六条第一項の表第一号若しくは第二号（従来分）」を「児童手当法第六条第一項の表第一号若しくは第二号（従来分）」に、「児童手当支給状況報告書」を「児童手当・児童扶養手当推進報告書」に、「非被用者」を「非被用者分」に改め、同号109を次のように改める。

109　算式モの符号は、「児童手当法第六条第一項の表第一号若しくは第二号（従来分）」を「児童手当法第六条第一項の表第一号若しくは第二号（従来分）」に、「児童手当支給状況報告書」を「児童手当・児童扶養手当推進報告書」に、「非被用者」を「非被用者分」に改め、同号110を次のように改める。

110　測定単位の数値は、「児童手当法第六条第一項の表第一号若しくは第二号（従来分）」を「児童手当法第六条第一項の表第一号若しくは第二号（従来分）」に、「児童手当支給状況報告書」を「児童手当・児童扶養手当推進報告書」に、「非被用者」を「非被用者分」に改め、同号111を次のように改める。

111　算式ヤは、「児童手当法第六条第一項の表第一号若しくは第二号（従来分）」を「児童手当法第六条第一項の表第一号若しくは第二号（従来分）」に、「児童手当支給状況報告書」を「児童手当・児童扶養手当推進報告書」に、「非被用者」を「非被用者分」に改め、同号112を次のように改める。

112　算式ヤの符号は、「児童手当法第六条第一項の表第一号若しくは第二号（従来分）」を「児童手当法第六条第一項の表第一号若しくは第二号（従来分）」に、「児童手当支給状況報告書」を「児童手当・児童扶養手当推進報告書」に、「非被用者」を「非被用者分」に改め、同号113を次のように改める。

113　測定単位の数値は、「児童手当法第六条第一項の表第一号若しくは第二号（従来分）」を「児童手当法第六条第一項の表第一号若しくは第二号（従来分）」に、「児童手当支給状況報告書」を「児童手当・児童扶養手当推進報告書」に、「非被用者」を「非被用者分」に改め、同号114を次のように改める。

114　算式ユは、「児童手当法第六条第一項の表第一号若しくは第二号（従来分）」を「児童手当法第六条第一項の表第一号若しくは第二号（従来分）」に、「児童手当支給状況報告書」を「児童手当・児童扶養手当推進報告書」に、「非被用者」を「非被用者分」に改め、同号115を次のように改める。

115　算式ユの符号は、「児童手当法第六条第一項の表第一号若しくは第二号（従来分）」を「児童手当法第六条第一項の表第一号若しくは第二号（従来分）」に、「児童手当支給状況報告書」を「児童手当・児童扶養手当推進報告書」に、「非被用者」を「非被用者分」に改め、同号116を次のように改める。

116　測定単位の数値は、「児童手当法第六条第一項の表第一号若しくは第二号（従来分）」を「児童手当法第六条第一項の表第一号若しくは第二号（従来分）」に、「児童手当支給状況報告書」を「児童手当・児童扶養手当推進報告書」に、「非被用者」を「非被用者分」に改め、同号117を次のように改める。

117　算式ヨは、「児童手当法第六条第一項の表第一号若しくは第二号（従来分）」を「児童手当法第六条第一項の表第一号若しくは第二号（従来分）」に、「児童手当支給状況報告書」を「児童手当・児童扶養手当推進報告書」に、「非被用者」を「非被用者分」に改め、同号118を次のように改める。

118　算式ヨの符号は、「児童手当法第六条第一項の表第一号若しくは第二号（従来分）」を「児童手当法第六条第一項の表第一号若しくは第二号（従来分）」に、「児童手当支給状況報告書」を「児童手当・児童扶養手当推進報告書」に、「非被用者」を「非被用者分」に改め、同号119を次のように改める。

119　測定単位の数値は、「児童手当法第六条第一項の表第一号若しくは第二号（従来分）」を「児童手当法第六条第一項の表第一号若しくは第二号（従